

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年11月4日(2016.11.4)

【公開番号】特開2015-61114(P2015-61114A)

【公開日】平成27年3月30日(2015.3.30)

【年通号数】公開・登録公報2015-021

【出願番号】特願2013-191919(P2013-191919)

【国際特許分類】

H 04 N 1/10 (2006.01)

H 04 N 1/107 (2006.01)

H 04 N 1/00 (2006.01)

G 03 B 27/62 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/10

H 04 N 1/00 108 Q

G 03 B 27/62

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月14日(2016.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿台に載置された原稿を読み取るスキャナー部と、

前記スキャナー部により読み取った情報を被記録媒体に対し記録する記録部と、を備え、

前記記録部は、記録可能な最大の被記録媒体サイズが、前記原稿台において原稿を読み取る原稿読み取り領域の大きさより大きく、

前記スキャナー部は、前記原稿読み取り領域を開閉するカバーと、

前記カバーを回動可能にするヒンジ部と、を有し、

前記ヒンジ部は、前記原稿読み取り領域と前記カバーとを結ぶ方向に対し直交する方向において、前記原稿読み取り領域の外側であって、前記原稿読み取り領域に対し両側に設けられ、

前記カバーの基端側に、前記原稿読み取り領域からはみ出した、前記原稿読み取り領域の大きさより大きいサイズの原稿を前記スキャナー部の外側に通す隙間を有する、ことを特徴とする記録装置。

【請求項2】

請求項1に記載の記録装置において、前記隙間は、前記カバーを開いた状態と閉じた状態の双方において形成される、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の記録装置において、前記原稿読み取り領域と前記隙間とを結ぶ方向に対し直交する方向において、前記隙間は、前記原稿読み取り領域の全域を含む様に形成される、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項4】

請求項 1 から請求項 3 のいずれか一項に記載の記録装置において、前記原稿読み取り領域と前記隙間との間に位置する、被記録媒体を前記記録部内に供給する為の被記録媒体供給口と、

前記被記録媒体供給口を開閉する開閉体と、を備え、

前記開閉体が閉じた状態において、当該開閉体が、前記原稿読み取り領域からはみ出した原稿を支持する、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の記録装置において、前記開閉体が原稿を支持する支持位置は、前記原稿台より高い、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 6】

請求項 4 または請求項 5 に記載の記録装置において、前記カバーは、回動に際して閉じた状態の前記開閉体を避ける切り欠きを有し、

前記カバーが開くとともに前記開閉体が閉じた状態において、前記隙間が、前記切り欠きと前記開閉体との間に形成される、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載の記録装置において、前記原稿読み取り領域を挟んで前記隙間が設けられた側に対し反対側に、前記スキャナー部及び前記記録部の操作部を構成するパネルを備え、

前記パネルが、前記原稿読み取り領域からはみ出した原稿を支持する、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の記録装置において、前記パネルが原稿を支持する支持位置は、前記原稿台より高い、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 9】

請求項 7 または請求項 8 に記載の記録装置において、前記パネルにおける、原稿を支持する支持面が、略水平面を成す、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 10】

請求項 1 から請求項 9 のいずれか一項に記載の記録装置において、前記原稿読み取り領域と前記隙間とを結ぶ方向に沿って原稿をスライドさせる際に当該原稿のエッジをガイドするガイド部を、前記原稿読み取り領域の外側に有する、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項 11】

請求項 1 から請求項 10 のいずれか一項に記載の記録装置において、
前記スキャナー部を制御する制御部を備え、

前記原稿読み取り領域の大きさより大きいサイズの原稿に対し、複数回の原稿読み取り動作を介して得られた画像情報を繋ぎ合わせて原稿全体の画像情報を得る分割読み取りモードを実行可能であり、

前記分割読み取りモードにおける一回の原稿読み取り動作は、読み取り基準位置側から開始され、

前記原稿全体の画像情報は、画像の繋ぎ合わせ方向において、一回の原稿読み取り動作によって得られた画像の終了位置側の所定の画像位置と、次回の原稿読み取り動作によって得られた画像の開始位置側の所定の画像位置との繋ぎ合わせを順次行うことにより得る

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 12】

請求項 1 1 に記載の記録装置において、前記記録部は、記録可能な最大の被記録媒体サイズが、前記原稿台において原稿を読み取る原稿読み取り領域の大きさより大きく、

前記制御部は、前記分割読み取りモードによって得られた前記原稿全体の画像の大きさが、前記記録部において記録が可能な最大サイズの被記録媒体と略同サイズの場合に、前記得られた原稿全体の画像情報を、拡大縮小することなく前記最大サイズの被記録媒体に対し記録を行う記録モードを実行可能である、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 1 3】

請求項 1 1 または請求項 1 2 に記載の記録装置において、情報表示の為の表示部を備え、

前記制御部は、前記分割読み取りモードを実行する際の原稿の載置方法を案内する情報を前記表示部に表示する、

ことを特徴とする記録装置。